

ギャンブル等依存症並びに 国等の動向について

ギャンブル等依存症について

依存症について

1 依存症とは

特定の何かに心を奪われ、「やめたくても、やめられない」状態になること

- 人が依存する対象は様々であり、代表的なものに、アルコール・薬物・ギャンブル等がある
- このような特定の物質や行為・過程に対して、やめたくても、やめられないほどほどにできない状態をいわゆる依存症という

(厚生労働省HPより)

2 依存症の種類

依存症の種類は大きく分けて「物質への依存」と「プロセスへの依存」の2種類

(物質への依存)

- アルコールや薬物といった精神に依存する物質を原因とする依存症状のこと
- 依存性のある物質の摂取を繰り返すことによって、以前と同じ量や回数では満足できなくなり、次第に使う量や回数が増えていき、使い続けなければ気が済まなくなり、自分でもコントロールができなくなる

(プロセスへの依存)

- 物質ではなく特定の行為や過程に必要な以上に熱中し、のめりこんでしまう症状のこと

(厚生労働省HPより)

ギャンブル等依存症はプロセスへの依存（行動嗜癖）に該当

依存症について

3 依存症の問題点

依存対象のことを大事にしすぎることで、自分や家族の生活に不都合が生じる

- 飲酒や薬物使用、ギャンブルなどの行為を繰り返すことによって脳の状態が変化し、自分で自分の欲求をコントロールできなくなる
- だんだんと飲酒や薬物使用、ギャンブルなどの行為を第一に考えるようになってしまい、他のことがおろそかになり、社会生活をしていく上で優先しなければいけない色々な活動を選択することができなくなっていく
- その結果、自分や家族の健全な社会生活に悪影響を及ぼす可能性がある

(悪影響の例)

- ◆ 睡眠や食事がおろそかになり、本人の健康を害す
- ◆ 嘘をついて家族との関係を悪化させる
- ◆ 仕事や学校を休みがちになり、続かなくなる
- ◆ 隠れて借金をしたり、お金を工面するために手段を択ばなくなる

(厚生労働省HPより)

ギャンブル等依存症について

1 概要

「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律で定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

(ギャンブル等依存症対策基本法 第二条)

- ギャンブル等依存症とは、その人の人生に大きな損害が生じるにも関わらず、ギャンブルを続けたいという衝動が抑えられない病態をいう
(※1970年代後半にWHOにおいて「病的賭博」という名称で正式に病気として認められた)

(ギャンブル等依存症の主な症状)

- ◆ ギャンブルにのめり込む
- ◆ ギャンブルをしないと落ち着かない
- ◆ ギャンブルを減らそう、やめようとしてもうまくいかない
- ◆ 興奮を求めて掛金が増えていく
- ◆ 負けたお金をギャンブルで取り返そうとする
- ◆ ギャンブルのことで嘘をついたり借金したりする

- ギャンブルをする人は誰でもギャンブル等依存症になり得る
- ギャンブルがなかなかやめられないのは、脳内の報酬系等の機能異常が原因と考えられる
- ギャンブル等依存症の方々は負けが続いても最終的には勝つと確信している等、ギャンブルに対する考え方が偏っていることが多い
- このような考え方の偏りを見直したり、日常生活を変えたりすることでギャンブルをしたい気持ちを低減させる等、効果的な対処法を身につける認知行動療法が有効とされているほか、自助グループのミーティングに参加することも回復の助けになる

(久里浜医療センターHPより)

ギャンブル等依存症に関する 国等の動向について

1 ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年10月施行）

参考資料2

ギャンブル等依存症対策基本法概要

1 目的

ギャンブル等依存症は、①本人・家族の日常生活・社会生活に支障を生じさせるものであり、
②多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の重大な社会問題を生じさせている
ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、
➡もって①国民の健全な生活の確保を図るとともに、②国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与

2 定義

ギャンブル等依存症:ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為)にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態

3 基本理念

- ① ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講ずるとともに、本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるように支援
- ② 多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携を図られるよう、必要な配慮

4 アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮

アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図られるよう、必要な配慮

5 責務

国・地方公共団体・関係事業者・国民・ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務を規定

6 ギャンブル等依存症問題啓発週間

国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月14日～20日)を設定

- * ギャンブル等依存症問題:ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題
(ギャンブル等依存症対策推進本部HPより)

7 法制上の措置等

政府にギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上・財政上の措置等の措置を講ずる義務

8 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

- ① **ギャンブル等依存症対策推進基本計画**:政府に策定義務(少なくとも3年ごとに見直しを検討)
 - ② **都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画**:都道府県に策定の努力義務(少なくとも3年ごとに見直しを検討)
- * ②については、医療計画・都道府県健康増進計画・都道府県アルコール健康障害対策推進計画等との調和が必要

9 基本的施策

- ① 教育の振興等
- ② ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施
- ③ 医療提供体制の整備
- ④ 相談支援等
- ⑤ 社会復帰の支援
- ⑥ 民間団体の活動に対する支援
- ⑦ 連携協体制の整備
- ⑧ 人材の確保等
- ⑨ 調査研究の推進等
- ⑩ 実態調査(3年ごと)

10 ギャンブル等依存症対策推進本部

内閣に、内閣官房長官を本部長とする**ギャンブル等依存症対策推進本部**を設置
所掌事務:①基本計画の案の作成・実施の推進、②基本計画に基づく施策の総合調整・実施状況の評価等

11 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議

本部に、**ギャンブル等依存症対策推進関係者会議**を設置
委員:ギャンブル等依存症である者等・その家族を代表する者・関係事業者・有識者のうちから内閣総理大臣が任命(20人以内)
所掌事務:本部による①基本計画の案の作成、②施策の実施状況の評価結果の取りまとめの際に、意見を述べる

※ 施行期日:公布の日から起算して3月を超えない範囲内(平成30年10月5日施行)

- ※ 検討:① 本部については、施行後5年を目途として総合的に検討
- ② ①のほか、本法の規定全般については、施行後3年を目途として検討

2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画（平成31年4月19日閣議決定）

ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】（平成31年4月19日閣議決定）

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等

I ギャンブル等依存症問題の現状

- 国内の「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合：成人の0.8%
（平成29年度日本医療研究開発機構（AMED）調査結果）

II ギャンブル等依存症対策の基本理念等

- 発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援
- 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮
- アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮

III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項

- 推進体制：ギャンブル等依存症対策推進本部（本部長：内閣官房長官）
対象期間：平成31年度～令和3年度（3年間）
- 基本的な考え方

PDCAサイクルによる
計画的な不断の取組の推進

多機関の連携・協力による
総合的な取組の推進

重層的かつ多段階的な
取組の推進

IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について

- ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）における積極的な広報活動の実施
- 政府においては、全都道府県が速やかに推進計画を策定するよう促進

（ギャンブル等依存症対策推進本部HPより）

第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）

I 関係事業者の取組：基本法第15条関係

広告宣伝の 在り方	<ul style="list-style-type: none"> 新たに広告宣伝に関する指針を作成、公表。注意喚起標語の大きさや時間を確保（～令和3年度）〔公営競技・ばちんこ〕 通年、普及啓発活動を実施するとともに、啓発週間に新大学生・新社会人を対象とした啓発を実施（令和元年度～）〔公営競技・ばちんこ〕
アクセス制限 施設内の取組	<ul style="list-style-type: none"> 本人申告・家族申告によるアクセス制限等に関し、個人認証システム等の活用に向けた研究を実施（～令和3年度）〔競馬・モーターボート〕 インターネット投票の購入限度額システムを前倒し導入（令和2年度）〔競馬・モーターボート〕 自己申告プログラムの周知徹底・本人同意のない家族申告による入店制限の導入（令和元年度）〔ばちんこ〕 自己申告・家族申告プログラムに関し、顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討（～令和3年度）〔ばちんこ〕 18歳未満の可能性のある者に対する身分証明書による年齢確認を原則化（令和元年度）〔ばちんこ〕 施設内・営業所内のATM等の撤去等（令和元年度～）〔公営競技・ばちんこ〕
相談・治療に つなげる取組	<ul style="list-style-type: none"> 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援 〔公営競技：令和3年度までの支援開始を目指す／ばちんこ：令和元年度に開始、実績を毎年度公表〕 ギャンブル依存症予防回復支援センターの相談者助成（民間団体の初回利用料・初診料負担）の拡充の検討に着手（令和元年度～）〔モーターボート〕
依存症対策の 体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 依存症対策最高責任者等の新設、ギャンブル等依存症対策実施規程の整備（～令和3年度）〔競馬・モーターボート〕 依存問題対策要綱の整備、対策の実施状況を毎年度公表（令和元年度～）〔ばちんこ〕 第三者機関による立入検査の実施（令和元年度～）、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による対策の強化（～令和3年度）〔ばちんこ〕

—6—
（ギャンブル等依存症対策推進本部HPより）

II 相談・治療・回復支援:基本法第16～19条関係	
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備(令和2年度目途)[厚労省] ・ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化[関係省庁] ・婦人相談所相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援(令和元年度～)[厚労省] ・ギャンブル等依存症対策に関する各地域の消費生活相談体制強化(令和元年度～)[消費者庁] ・多重債務相談窓口・日本司法支援センターにおける情報提供・相談対応(令和元年度～)[金融庁・法務省] ・相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成(令和元年度～)[法務省]
治療支援	<ul style="list-style-type: none"> ・全都道府県・政令指定都市への治療拠点の早期整備(令和2年度目途)[厚労省] ・専門的な医療の確立に向けた研究の推進、診療報酬の在り方の検討(令和元年度～)[厚労省]
民間団体支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング等の活動支援に係る施策の改善・活用促進(令和元年度～)[厚労省] ・自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援(再掲)(令和元年度～)[公営競技・ばちんこ]
社会復帰支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援(令和元年度～)[厚労省] ・ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への指導・支援(令和元年度～)[法務省] ・受刑者・保護観察対象者等に対する就労支援(令和元年度～)[法務省]

III 予防教育・普及啓発:基本法第14条関係	
	<ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、依存症の正しい知識や相談窓口等を普及啓発(令和元年度～)[厚労省] ・特設ページ・SNS等を活用した消費者向けの総合的な情報提供。成人式などあらゆる機会を活用した、地域における普及啓発の推進(令和元年度～)[消費者庁] ・新学習指導要領や指導参考資料を活用した学校教育における指導の充実。社会教育施設等を活用した保護者等への啓発(令和元年度～)[文科省] ・金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発(令和元年度～)[金融庁] ・産業保健総合支援センターを通じた職場における普及啓発(令和元年度～)[厚労省]

(ギャンブル等依存症対策推進本部HPより)

IV 依存症対策の基盤整備:基本法第20・21条関係	
連携協力体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域における包括的な連携協力体制の構築[関係省庁] (専門医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地公体多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業実施機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等が参画)(令和元年度～)
人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・医師臨床研修の見直し等[厚労省]、医学部における教育の充実[文科省](令和元年度～) ・保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の継続的な養成[厚労省] ・刑事施設職員、更生保護官署職員の育成(令和元年度～)[法務省]

V 調査研究:基本法第22条関係	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築等、治療プログラムの全国的な普及(令和元年度～)[厚労省] ・個人認証システム・海外競馬の依存症対策に係る調査、ICT技術を活用した入場管理方法の研究(令和元～3年度)[競馬・モーターボート]

VI 実態調査:基本法第23条関係	
	<ul style="list-style-type: none"> ・多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握(令和2年度)[厚労省] ・国民のギャンブル等の消費行動の実態調査(～令和3年度)[消費者庁] ・相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握(令和元年度～)[公営競技・ばちんこ] ・ギャンブル等依存症が児童虐待に及ぼす影響の調査(令和元年度～)[厚労省]

VII 多重債務問題等への取組	
	<ul style="list-style-type: none"> ・貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び周知(令和元年度～)[金融庁] ・違法に行われるギャンブル等の取締りの強化(令和元年度～)[警察庁]

3 計画策定に関する他の自治体の動向について

IV 依存症対策の基盤整備

都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進

【基本計画の目標】

▶ 全ての都道府県が、速やかに都道府県計画を策定するよう支援。

【取組状況】

令和2年4月時点

	策定済み	令和2年度 策定予定	令和3年度 策定予定	策定期間未定		策定済み	令和2年度 策定予定	令和3年度 策定予定	策定期間未定
1 北海道	●				25 滋賀県				●
2 青森県				●	26 京都府		●		
3 岩手県		●			27 大阪府	●			
4 宮城県				●	28 兵庫県		●		
5 秋田県		●			29 奈良県				●
6 山形県			●		30 和歌山県	●			
7 福島県				●	31 鳥取県				●
8 茨城県				●	32 島根県		●		
9 栃木県		●			33 岡山県				●
10 群馬県				●	34 広島県				●
11 埼玉県				●	35 山口県		●		
12 千葉県		●			36 徳島県	●			
13 東京都		●			37 香川県		●		
14 神奈川県		●			38 愛媛県	●			
15 新潟県			●		39 高知県		●		
16 富山県		●			40 福岡県		●		
17 石川県		●			41 佐賀県				●
18 福井県				●	42 長崎県	●			
19 山梨県				●	43 熊本県				●
20 長野県				●	44 大分県		●		
21 岐阜県		●			45 宮崎県		●		
22 静岡県		●			46 鹿児島県				●
23 愛知県	●				47 沖縄県				●
24 三重県				●	合計	7	19	2	19

(ギャンブル等依存症対策推進本部HPより)